

平成 29 年刑法改正に至るまでの検討経緯

第 1 性犯罪の罰則の検討に至る経緯

1 平成 16 年刑法等改正（注 1）の際の衆・参法務委員会附帯決議

- 衆議院法務委員会における附帯決議第 4 項
「性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、強盗罪等の法定刑の適正化を図りつつ、それらとの権衡を考慮し、さらに検討に努めること。」
- 参議院法務委員会における附帯決議第 4 項
「性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、被害の重大性等にかんがみ、さらに検討すること。」

2 平成 22 年刑法等改正（注 2）の際の衆・参法務委員会附帯決議

- 衆議院法務委員会における附帯決議第 4 項
「性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討すること。」
- 参議院法務委員会における附帯決議第 5 項
「性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること。」

3 第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月閣議決定）（注 3）

- 「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」

第 2 性犯罪の罰則に関する検討会

- 平成 26 年 10 月から、法務大臣の指示により、「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催。
- 平成 27 年 8 月、検討結果の取りまとめ。

第 3 法制審議会

- 平成 27 年 10 月、法務大臣から法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問（諮問第 101 号）。
- 同年 11 月から平成 28 年 6 月までの間、刑事法（性犯罪関係）部会を開催。
- 同年 9 月、法制審議会から法務大臣に対し、答申。

第 4 国会審議

- 平成 29 年 3 月 7 日、「刑法の一部を改正する法律案」を閣議決定、第 193 回通常国会に提出。
- 同年 6 月 16 日、「刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）」が成立（衆・参法務委員会の附帯決議あり）。
- 同年 7 月 13 日、同法施行。

(注1) 刑法等の一部を改正する法律(平成16年法律第156号)においては、有期刑の法定刑又は処断刑の見直し、殺人罪等の凶悪・重大犯罪に係る法定刑の見直し及び公訴時効期間の見直し等が行われた。

(注2) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(平成22年法律第26号)においては、人を死亡させた罪の公訴時効の改正及び刑の時効の改正等が行われた。

(注3) 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)(抜粋)

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

3 性犯罪への対策の推進

○ 施策の基本的方向

性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。

近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化するとともに、関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。

○ 具体的施策

ア 性犯罪への厳正な対処等

① 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。